

保国発 0831 第 3 号
令和 5 年 8 月 31 日

都道府県民生主管（部）
国民健康保険主管（課） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」の改正について

平素より、国民健康保険制度の適正な運営に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集において、市町村が普通交付金の収納に関する事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略することを可能とするよう求める提案がありました。

これを踏まえ、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、「国民健康保険保険給付費等交付金（75 条の 2）の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされたところです。

今般、都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」（平成 29 年 12 月 26 日付け保国発 1226 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）について、別添のとおり改正したのでその内容について御了知の上、貴管内の連合会及び市町村（特別区を含む。）への周知のほど宜しくお願いいたします。

なお、「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」の改定について」（令和 2 年 5 月 8 日付け保発 0508 第 10 号厚生労働省保険局長通知）」についても今後、改正を行うこととしておりますので併せてご承知おき願います。